



発行 新潟県

第 72 号

令和8年9月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 743 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新（食品・流通課）
- 744 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 745 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 746 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 747 保安林の指定予定（治山課）
- 748 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局管理規程

- 16 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 75 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

監査委員公表

- 監査結果報告公表（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第743号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和8年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15001	登録年月日	平成18年9月15日
登録検査機関の名称	農事組合法人 大潟ナショナルカントリー		
代表者氏名	理事 竹田 稔		
主たる事務所の所在地	新潟県上越市大潟区潟田581番地1		
登録の区分	品 位 等 検 査		
農産物の種類	国 内 産 玄 米		
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		
	氏 名	農産物の種類	証明書番号
新潟県	平澤 第一	玄 米	K1517001
	竹田 稔	玄 米	K1517002
	大滝 和弘	玄 米	K1517003
	石田 寿久	玄 米	K1521001
	松本 祐一	玄 米	K1521002
	辻 はるか	玄 米	K1525051
	福原 真大	玄 米	K152026008
備 考	略称『(農)大潟NC』 令和8年9月15日 登録更新。		

◎新潟県告示第744号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和8年9月20日から生ずるものとする。

令和8年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧村上市岩船港漁業協同組合の区域

2 区分

10トン以上の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び定置漁業

3 届出年月日

令和8年8月17日

◎新潟県告示第745号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和8年9月20日から生ずるものとする。

令和8年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧村上市岩船港漁業協同組合の区域

2 区分

10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業又は10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及び10トン以上の漁船による漁業を併せて営む漁業

3 届出年月日

令和8年8月17日

◎新潟県告示第746号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和8年9月20日から生ずるものとする。

令和8年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
新潟漁業協同組合の地区のうち旧村上市岩船港漁業協同組合の区域
- 2 区分
10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業
- 3 届出年月日
令和8年8月17日

◎新潟県告示第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県糸魚川市大字大野字中平7144、7147、7148、7149の1、7150、7151の3、7153の1、7194から7196まで、7197の1、7198、7199の1、7200、7201の1から7201の3まで、7201の8、7248の4、7249の1、7251、7252の1、7253の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉田弥彦線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
西蒲原郡弥彦村大字弥彦字越田1526番2から	新	9.5～24.7メートル	313.0メートル

同郡同村大字弥彦字中割2269番まで	旧	9.5～16.1メートル	312.6メートル
--------------------	---	--------------	-----------

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 六日町ショッピングパーク

所在地 南魚沼市余川3100

設置者 イオンリテール株式会社 他3者

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

他1者

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

3 変更年月日

(1) 令和8年6月19日

(2) 令和8年6月19日 他

4 変更理由

代表者変更及び退店のため

5 届出年月日

令和8年8月26日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、南魚沼市産業課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年9月15日から令和9年1月15日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 コメリハード&グリーン小出店

所在地 魚沼市中原字土井下246番1

設置者 株式会社コメリ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置）に関する届出

公告日 令和8年5月1日

3 意見の概要

(1) 魚沼市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年9月15日から令和8年10月15日まで

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 落札件名及び数量

実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）の購入 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

令和8年9月4日

4 落札者の氏名及び住所

船山株式会社新潟支店

新潟市東区卸新町3-51-29

5 落札価格

68,090,000円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

令和8年7月31日

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第16号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月15日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（指定公金事務取扱者） 第9条の3 病院局長は、病院事業の業務に係る収入及び支出について、公金の収納又は支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者を自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者に指定することができる。 2 （略） 第66条 （略） （支出の委託） 第66条の2 病院局長は、病院事業の業務に係る支出（地方公営企業法施行令第26条の4第1項に規定するものに限る。）について、必要な資金を交付して公金の支出に関する事務を指定公金事務取扱者に委託することができる。 2 病院局長は、前項の規定により委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類により決定しなければならない。 （1）公金の支出に関する事務の委託をする支出の内容 （2）受託者 （3）支出の予定額 （4）支出の手続 （5）その他必要な事項 3 第59条第2項の規定は、第1項に定める資金の交付について準用する。 4 第44条の2第3項の規定は、第1項の規定による公金の支出に関する事務の委託について準用する。 5 第1項の規定による支出の事務の委託を受けた者は、当該委託事務に係る経	（指定公金事務取扱者） 第9条の3 病院局長は、病院事業の業務に係る収入について、公金の収納に関する事務を自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者に指定することができる。 2 （略） 第66条 （略）

費の支出が完了したときは、その内容を明らかにした報告書を、収支命令職員を経て病院局長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局財務規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に新たに契約を締結する公金の支出に関する事務の委託について適用する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和8年9月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

35,578

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

322,361

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	19,635
新潟市東区	36,906
新潟市中央区	49,027
新潟市江南区	18,860
新潟市秋葉区	20,844
新潟市南区	11,831
新潟市西区	42,541
新潟市西蒲区	14,919
長岡市三島郡	72,550
上越市	50,303
三条市	25,694
柏崎市刈羽郡	22,721
新発田市北蒲原郡	29,362
小千谷市	9,127
加茂市南蒲原郡	10,002
十日町市中魚沼郡	15,599
見附市	10,710
村上市岩船郡	16,588
燕市西蒲原郡	23,620
糸魚川市	10,674
妙高市	8,222
五泉市東蒲原郡	15,518
阿賀野市	10,953
佐渡市	13,568
魚沼市	9,153
南魚沼市南魚沼郡	16,530
胎内市	7,514

監査委員公表

監査結果報告公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年9月15日

新潟県監査委員 井 上 智 美

新潟県監査委員 与 口 善 之

新潟県監査委員 小 泉 勝

新潟県監査委員 樺 澤 尚

1 監査の基準

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に基づき実施した。

2 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

3 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

4 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
流域下水道事務所	令和8年6月5日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和8年7月1日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	令和8年7月1日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 個人情報等の取扱いに関する事項
巻農業振興部	令和8年6月29日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和8年7月8日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
児童・障害者相談センター	令和8年7月8日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) こども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分436件6,971,403円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和8年6月22日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	適正と認めた。

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和8年6月25日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
児童・障害者相談センター	令和8年6月25日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 こども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分985件14,950,390円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 2 障害福祉費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分113件1,141,800円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 3 こども家庭費負担金について、徴収金額の算定を誤ったことにより、令和5年度から令和6年度分の徴収金370,440円を過大に徴収したため、還付したものがあった。 児童福祉施設等費用徴収事務取扱要領に基づく適正な事務処理を行われたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
妙高砂防事務所	令和8年7月14日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項
直江津港湾事務所	令和8年6月23日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項

企業会計
(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
本 庁 基幹病院事業会計	令和8年7月23日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 流域下水道事業会計	令和8年7月24日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	適正と認めた。
2 事業所 流域下水道事務所	令和8年6月5日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	同 上

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 新潟東港臨海用地造成 事業会計	令和8年7月22日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	適正と認めた。
2 事業所 新潟地域振興局 新潟 港湾事務所東港分所	令和8年6月1日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項

(企業局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 共通管理勘定	令和8年7月24日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	適正と認めた。
電気事業会計	令和8年7月24日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	同 上
工業用水道事業会計	令和8年7月24日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
工業用地造成事業会計	令和8年7月24日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	適正と認めた。
2 事業所 発電管理センター	令和8年6月12日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
新潟工業用水道事務所	令和8年6月1日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
上越利水事務所	令和8年5月26日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	適正と認めた。

(病院局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 病院事業会計	令和8年7月23日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 当初調製した決算関係書類において、 会計処理の誤りがあり、診療収益 259,809,571円及び材料費90,719,471円 が計上されていなかった。 地方公営企業法等に基づく適正な会計処 理を行われたい。 2 過年度未収金について、決算日現在、 2,267件48,108,324円が未納となってい た。 未納額の早期収納に努めるとともに、 固定化した未収金の解消に向けた取組に についても一層強化されたい。
2 施 設 妙高病院	令和8年6月4日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 中央材料室エアコン交換について、経 費執行何による支出負担行為の決定をせ ずに契約事務を執行していた。 病院局財務規程に基づく適正な事務処理 を行われたい。 2 過年度未収金について、決算日現在、 88件1,534,533円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているの、具 体的な回収方法の見直しを行い、未納額 の早期収納に努めるとともに、発生予防 対策や固定化した未収金の解消について も一層強化されたい。
中央病院	令和8年6月8日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 当初調製した決算関係書類において、 会計処理の誤りがあり、診療収益 259,809,571円が計上されていなかった。 地方公営企業法等に基づく適正な会計 処理を行われたい。 2 退院支援計画書の誤交付など、計10件 の個人情報の漏えい・紛失があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止 の徹底に努められたい。 3 過年度未収金について、決算日現在、 3,219件62,452,805円が未納となってい た。 未納額の早期収納に努められたい。
松代病院	令和8年6月2日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 県有財産の管理に関する事項
柿崎病院	令和8年6月1日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

十日町病院	令和8年6月5日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 住居手当について、居住の実態がないにもかかわらず支給停止としなかったため、令和6年12月から令和8年1月までの14月の間、過支給となったものが1件378,000円あった。 支給要件の確認を徹底されたい。 2 診療情報等が記載された書類の誤送付など、計2件の個人情報の漏えいがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 3 過年度未収金について、決算日現在、1,074件27,087,588円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策や固定化した未収金の解消についても一層強化されたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
精神医療センター	令和8年6月11日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、215件7,381,150円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
津川病院	令和8年6月10日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
がんセンター新潟病院	令和8年6月9日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 器械備品12点について、不用決定をせずに廃棄していた。 病院局財務規程に基づいた事務処理を行われたい。 2 過年度未収金について、決算日現在、1,511件36,271,267円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策や固定化した未収金の解消についても一層強化されたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 給与に関する事項
新発田病院	令和8年5月27日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 検査結果等が記載された書類の誤交付など、計4件の個人情報の漏えい・紛失があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 2 当初調製した決算関係書類において、会計処理の誤りがあり、材料費90,719,471円が計上されていなかった。 地方公営企業法等に基づく適正な会計処理を行われたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 給与に関する事項 旅費に関する事項 物品の管理に関する事項

坂町病院	令和8年6月12日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 検査結果等が記載された書類の誤交付など、 計2件の個人情報の漏えいがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
------	-----------	-------	---------------------------	--